

# 国立病院臨床検査技師協会北海道支部会則

第1章	総	則	(名称・目的)
第2章	事	業	
第3章	会	員	
第4章	役	員	(役員の種別及び職)
第5章	総会及び理事会		
第6章	会	費	
第7章	雑	則	
第8章	補	則	

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、国立病院臨床検査技師協会北海道支部（以下「国臨協北海道支部」と略。）と称する。
- 第2条 本会は、会員の知識と技能、地位、身分の向上と確保を期し、独立行政法人国立病院機構の健全な発達に寄与することを以て目的とする。
- 第3条 本会の事務局は、札幌市内に置く。

## 第2章 事 業

- 第4条 本会は、第2条の目的達成のため下記事業を行う。
- 2 技術向上のための講習会、学会、学術等に関する事業。
  - 3 新知見、技術の情報提供。
  - 4 会員の昇格・昇級等に関する要望。
  - 5 その他、会報の発行等必要な諸事業。
  - 6 学会は別に定める規程により企画運営する。
  - 7 本会の目的及び事業に著しく貢献のあった者を別に定める規程により表彰等を行なう。

## 第3章 会 員

- 第5条 本会会員は、独立行政法人国立病院機構北海道内施設の検査科に勤務する臨床検査技師等を以て組織する。
- 2 入会を希望する者は所定の用紙（様式1）に会費を添えて、支部を經由し国臨協本部事務局へ申し込むものとする。
  - 3 入脱会、異動等については会費規程による。

## 第 4 章 役 員

第 6 条 本会に下記役員を置く。

2 支部長 1 名、副支部長 2 名、事務局長 1 名、会計 1 名、施設理事（各施設 1 名）、常任理事（支部長、副支部長、事務局長、会計を含む）若干名、監事 2 名。

第 7 条 支部役員を選出は、別に定める規程による。但し、施設理事は各施設で選出する。

第 8 条 支部長は支部を代表し、会務を統括し会議を召集する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は事務局を統括し、常任理事は常務を処理する。

4 会計は金銭出納、年度収支予算等の会計処理をする。

5 常任理事は常任理事会を構成し、会務を執行する。

6 施設理事および常任理事は全道理事会を構成する。

7 監事は会務の執行あるいは会計を監査し、会計監査を毎年 1 回行ない、総会に報告する。

8 支部長は必要に応じ専決処理することができる。但し、次の常任理事会で報告し、承認を受けなくてはならない。

9 役員はその任期中あるいは退任後においても会議等で知り得た事項をみだりに外部に漏らしてはならない。

第 9 条 役員任期は 2 年とするも再選は妨げない。

第 10 条 役員任期途中に於いて転勤、病気その他の事由により会務の執行に支障を生じ、本人より辞任の申し出があった場合、暫定的処置として支部長は役員推薦委員会に届け出の上、承認を得て役員を補充することが出来る。但し、施設理事の場合は各施設で決定し補充することが出来る。

第 11 条 役員行動には、別に定める規程により旅費を支給する。

## 第 5 章 総 会 及 び 理 事 会

第 12 条 総会は原則として年 1 回開催し、会務の報告をし必要事項を審議する。

2 総会は本会支部長又は監事が事前に日時を公表して召集し開催する。

なお、有事にあたっては Web 等による開催も可とする。

3 総会は代議員で構成する。

4 代議員は会員から各施設 1 名とする。

第 13 条 総会の議決および承認は多数決による。可否同数のときは議長が決する。

第 14 条 理事会には、全道理事会および常任理事会があり支部長が必要と認めた時、若しくは各理事の 3 分の 2 以上の請求により召集する。

なお、有事にあたっては Web 等による開催も可とする。

- 第15条 全道理事会は原則として年1回開催し、監事を除く役員で構成する。
- 2 施設理事は出席不可能の場合、代理人に委任状をもって委任することができる。但し、被委任者は委任者と同一施設内の当会会員とする。
  - 3 全道理事会は稟議をもって代えることができる。

- 第16条 全道理事会は半数以上の出席を以て成立する。
- 2 議事は出席者の過半数を以て決定する。但し可否同数の場合は議長が決する。

第17条 常任理事会は総会で決定した事項および総会の議決を必要としない業務を担当する。

## 第6章 会費

- 第18条 会員は別に定める規程の会費を全納しなければならない。
- 第19条 会員の会費は本部会費および支部会費よりなる。
- 第20条 本会の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

## 第7章 雑則

第21条 会員の慶事、弔事については別に定める規程による。

## 第8章 補則

- 第22条 本会に参与を置く事が出来る。参与は常任理事会の推薦により支部長が委嘱し、支部長のもとに於て本会の業務に参画する事が出来る。
- 第23条 本会則の改廃は総会の議決によるものとする。
- 付 則 この会則は、令和3年9月3日より施行する。

平成 7年 9月 2日 制 定	平成 9年 9月 6日 一部改正
平成13年 9月15日 一部改正	平成14年 9月 7日 一部改正
平成15年 9月 6日 一部改正	平成16年 9月11日 一部改正
平成17年 9月10日 一部改正	平成20年 9月 6日 一部改正
令和 3年 9月 3日 一部改正	